

東京都定期調査・検査報告電子システムの対象となる定期報告の種類及び受付団体

1 対象となる定期報告

東京都定期調査・検査報告電子システムでは、下記の3種類の定期報告のうち、東京都が所管する定期調査・検査報告※を提出できます。報告の種類は以下のとおりです。

- ・ 特定建築物に係る定期調査報告
- ・ 防火設備に係る定期検査報告
- ・ 建築設備に係る定期検査報告

※東京都が所管する定期調査・検査報告

定期調査・検査報告の対象で、以下の区域等のもの

①都市整備局市街地建築部で報告を受けているもの

- ・ 23区内の建築物（敷地内に延べ面積が1万㎡を超える建築物がある場合に限る。）
- ・ 島しょの建築物

②多摩建築指導事務所で報告を受けているもの（以下の市町村内の建築物）

- ・ 青梅市、昭島市、小金井市、東村山市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

2 受付団体

東京都定期調査・検査報告電子システムにより提出する際の受付団体は以下のとおりです。

- ・ 特定建築物等・防火設備：公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
- ・ 建築設備：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

提出にあたっては、事前に受付団体のシステムのアカウント登録が必要となります。なお、特定建築物等・防火設備の提出にあたっては、東京都定期調査・検査報告電子システムのアカウント登録も必要となります。

お問い合わせ先

東京都都市整備局 市街地建築部 建築企画課
電話 03-5388-3344